

## 了鳥取県公報

平成16年3月30日(火) 号外第39号

每週火:金曜日発行

目 次

条 

------ 公布された条例のあらまし ----

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

- 1 総務警察常任委員会の所管に防災局に関する事項を加えることとした。(第2条関係)
- 2 企画土木常任委員会の所管に文化観光局に関する事項を加えることとした。(第2条関係)
- 3 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

鳥取県政務調査費交付条例の一部を改正する条例

- 1 県内に住所を有する者等は、議長に対し、保存されている収支報告書の写しの交付を請求できることと した。(第8条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山

## 鳥取県条例第29号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例(昭和31年鳥取県条例第32号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後 改 正 前 (常任委員会の名称、委員定数及び所管) (常任委員会の名称、委員定数及び所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次 │第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次 のとおりとする。 のとおりとする。

総務警察常任委員会 10人

防災局、総務部、警察本部、監査委員及び人事委員 会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しな い事項

教育民生常任委員会 略

経済産業常任委員会 略

企画土木常任委員会 9人

企画部、文化観光局、県土整備部及び企業局に関す る事項

総務警察常任委員会 10人

総務部、警察本部、監査委員、人事委員会並びに消 防及び防災に関する事項並びに他の常任委員会の所管 に属しない事項

教育民生常任委員会 略

経済産業常任委員会 略

企画土木常任委員会 9人

企画部、県土整備部及び企業局に関する事項

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

鳥取県政務調査費交付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善

## 鳥取県条例第30号

鳥取県政務調査費交付条例の一部を改正する条例

鳥取県政務調査費交付条例(平成13年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後 改 īF 前

(収支報告書の保存及び閲覧等)

第8条略

2 次に掲げるものは、議長に対し、前項の規定により 保存されている収支報告書の閲覧又は写しの交付を請 求することができる。

(1)~(4) 略

- 3 前項の規定による収支報告書の閲覧又は写しの交付 の請求は、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算 <u>して1月を経過する日の翌日からすることができる。</u>
- 4 第2項の規定による収支報告書の写しの交付を受け るものは、当該交付に要する費用を負担しなければな らない。
- 支報告書の閲覧<u>又は写しの交付</u>に関し必要な事項は、 議長が別に定める。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第8条 略

2 議長は、前項の規定により保存する収支報告書を、 次に掲げるものの閲覧に供しなければならない。

(1)~(4) 略

<u>5</u> 前3項に定めるもののほか、第2項の規定による収 3 前項の規定による収支報告書の閲覧に関し必要な事 項は、議長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。